

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月17日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

産業観光部及び議会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

委託料支出状況（農林茶業課、文化スポーツ課、議会事務局）

工事請負費支出状況（農林茶業課、文化スポーツ課）

政務活動費支出状況（議会事務局）

補助金支出状況（農林茶業課、文化スポーツ課）

備品管理状況（農林茶業課、議会事務局）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、産業観光部農林茶業課、文化スポーツ課及び議会事務局における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和8年1月5日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年2月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理

に努められたい。

記

1 農林茶業課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について
支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。
適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 文化スポーツ課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について
支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。
適正な事務の執行に努められたい。

3 議会事務局

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 政務活動費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について
適正に管理されていた。